

1月21日～まん延防止等重点措置 が実施されることになりました。

基本的対処方針に基づく対応

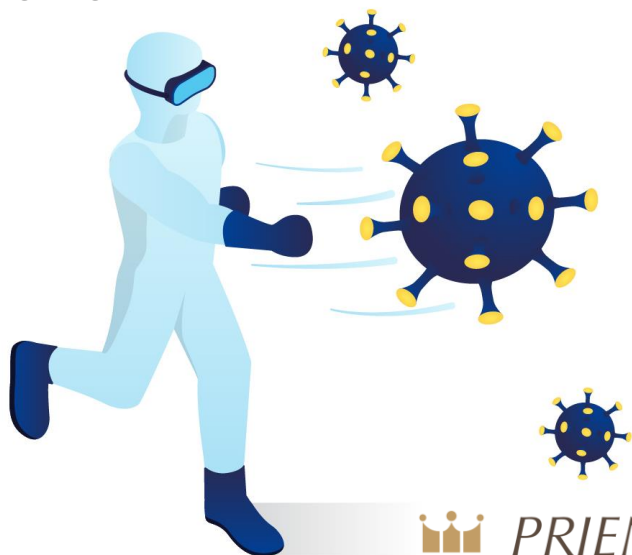
以下の期間・区域において、まん延防止等重点措置が実施されています。
国民の皆さまにおかれましては、感染拡大の防止にご協力をお願いいたします。

まん延防止等重点措置

実施期間	実施区域
令和4年1月9日から令和4年1月31日まで	広島県、山口県、沖縄県
令和4年1月21日から令和4年2月13日まで	群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県

小出不動産としての新たな取り組み

- ① 事務所内において改めて感染防止のための取り組みを再認識！
(手洗いや手指消毒の徹底、せきエチケット、来客者全員の体温チェック、アクリル板による職員同士接触回避及び距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、抗体検査キットの常備、昼休みの時差取得、等)
- ② 「三つの密」及び「感染リスクが高まる「5つの場面」等を避ける行動をとります。特に職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室等)に注意します。
- ③ 感染防止策の徹底のため、二酸化炭素濃度測定器等を3台設置しました。



STOP
CORONA
VIRUS



PRIENT GROUP